

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市西幡豆町松原六八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 鈴木さとみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

愛知県岡崎市羽根町東荒子三八番地一、a. sビル二階 弁護士法人OFFICE シンカイ

相続財産清算人 弁護士 新海 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市新町一丁目七〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 渡邊 達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

愛知県豊田市日之出町一丁目三番地七豊田 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 西野 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市朝日町三丁目三三番地、最後の住所愛知県大府市朝日町三丁目三三番地

被相続人 亡 深谷 茂治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

愛知県半田市昭和町三丁目一番地 平成ビル五C号室

相続財産清算人 弁護士 青木 透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市朝日町三丁目三三番地、最後の住所愛知県大府市朝日町三丁目三三番地

被相続人 亡 深谷 義次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

愛知県半田市昭和町三丁目一番地 平成ビル五C号室

相続財産清算人 弁護士 青木 透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市長良福光二五二一番地一、最後の住所愛知県知多市八幡字笹廻間一二番地の八三八宝マンション翼が丘六〇五

被相続人 亡 西尾 修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

愛知県大府市東新町三丁目九四フルーラ共一階B共和法律事務所

相続財産清算人 弁護士 筒井 邦生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区細工二丁目八八六番地三、最後の住所名古屋市中区天白区梅が丘三丁目一〇一番地LM植田ビルZW一〇〇四号

被相続人 亡 新美 直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

名古屋市中村区名駅三丁目二六番一九号 名駅永田ビル五階清水総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小野 佑輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市南区西九条開ケ町一八番地の二、最後の住所京都市南区西九条開ケ町一八番地の二

被相続人 亡 友川 キミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

京都市伏見区京町南八丁目一〇一一 小山ビル三階東 丹波橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笠中 晴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区柴島三丁目四〇八番地、最後の住所大阪府箕面市彩都粟生南一丁目一八番四一(三〇七号)リライフィール

被相続人 亡 敷内 庸嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

大阪府北区西天満二一三一九オーク西天満ビル三階

相続財産清算人 弁護士 井上 賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目七七七番地、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目一八番一九号

被相続人 亡 池田 優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

兵庫県芦屋市船戸町四一ラポルテ本館三二一芦屋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三道 政弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市室積二丁目三二〇番地二、最後の住所山口県光市千坊台三丁目一番三

被相続人 亡 坂本 浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

山口県周南市大字徳山三田川五八一一一 三田川ビル四階

相続財産清算人 弁護士 藤本 哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大麻町板東字東山田六三番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 森 豊茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

事務所徳島市幸町三丁目一〇一番地リーガルアックスビル二階

相続財産清算人 司法書士法人ひとときい 社員 小川 浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡白石町大字堤三〇五〇番地三、最後の住所北九州市門司区大字田野浦一〇二四番地六(笠石一区・陽光園)

被相続人 亡 馬場 政利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和八年六月十六日

北九州市戸畑区天神二丁目六番六一一〇号 相続財産清算人 司法書士 野村 沙織

第19期決算公告

令和8年6月15日 兵庫県宝塚市安倉中一丁目14番5号 兵庫RUSHインターナショナル株式会社 代表取締役社長 増田 晃史 (単位:千円)

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在)

Table with 4 columns: 資産の部 (Assets), 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity), 金額 (Amount), and 科目 (Item). Rows include 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債 (Liabilities), and 純資産 (Equity).